

助言又は指導に対する方針書

(あて先) 鎌倉市長		平成21年 4月 17日
<p>事業者 氏名 社会福祉法人 緑樹会 理事長 柏木 美代子 電話 088-689-3788 住所 東京都町田市成瀬台2丁目13-2-101</p> <p>連絡先 氏名 緑樹会開設準備室 佐藤泰生 電話 042-727-1168</p>		
次のとおり、助言又は指導に対する方針書を提出します。		
事業区域	地名地番	鎌倉市関谷字島ノ神 1465-1, 1465-2, 1467-1
	面 積	4,816.84 m ²
項目	助言又は指導の内容	助言又は指導に対する方針
1. 建物計画、及び敷地内の緑と緑化の計画について	当該地については「農業景観区域」であり景観形成に配慮した計画とすること。特に当該地は高台で三方から見上げられるような地形であることから、通りや周辺からの望見性に配慮したボリューム、配置、色彩となるよう配慮すること。また、当該地周辺は広大で開放感のある田園地帯であることから、入居者が周辺で農作業、周辺の樹木、夕日等を眺められるオープンスペースやオープンデッキを整備することで快適な施設となるよう検討すること。なお上記については造園計画及び景観計画の専門家の意見を参考に検討すること。	景観形成基準に配慮した計画を行います。建物の外壁は田園風景になじむような配色とともに、高台にある地形特性を活かした景観となるよう配慮します。敷地内に空地を利用したオープンスペースを地域へ開放するとともに、入居者にとっても憩いの広場となるよう園路や休憩器具を整備し、快適でくつろげる施設づくりを心がけます。これらの計画には専門家の意見を参考にしながら進めてまいります。

(注) 大規模開発事業届出書の提出時の添付図面から変更を生じる場合は、図面を添付してください。

項目	助言又は指導の内容	助言又は指導に対する方針
2. 地域交流について	集会施設等を設置する場合は、事業区域内に設置し、周辺住民の利用形態を考慮し、配置すること。地域の農作業を眺めることが可能な計画にすること。	居室の配置を考慮し、地域との視線の交流が可能となるような計画とします。地域住民からの要望の強かった地域交流スペースの整備については、周辺に区域を拡大し内容の充実を図るとの回答を行いましたが、農用地の解除については限られた時間内での判断は困難との結論に至りました。したがいまして、現在の事業区域内で住民の方々の意見を聞きながら整備を行います。なお、今後とも施設整備の充実を図り地域住民の利便性を高めるため、区域拡大について住民の方々の理解を得たうえで鎌倉市と協議します。
3. 既存樹木の保存について	既存樹木の保存と新たな緑の創出により、周辺の農地との連続性のある緑化を図ること。敷地内のみでなく隣接地の既存の樹木も含めて現状樹木分布の平面図の作成を行い、その活用・保全及び緑化について明示すること。	既存樹木の保全に努めるとともに建物配置、道路の拡幅により失われる既存樹木に代わり植栽を行い新たな緑を創出し、周辺の農地との連続性を図るよう配慮します。また、緑化計画を行うにあたり、現況樹木の分布図を作成し、その活用・保全及び緑化について明示します。
4. 環境共生に配慮した施設について	自然環境と調和した施設として、建物配置の工夫等、敷地内の緑化面積の拡大、及び透水性舗装の他に雨水貯留槽を設置するなど、環境共生に配慮した施設とすること。	建物等の配置により、敷地内の緑地を最大限に確保するよう努めます。また、透水性舗装や雨水貯留槽を設置し、環境共生に配慮した施設の整備を行います。
5. 工事車両について	工事車両の通行については、周辺への騒音、振動、排気ガスの影響を低減するよう努めるとともに、不要なアイドリングの防止にも配慮すること。また、通行する経路や時間帯にも十分配慮し、必要に応じて周辺住民に説明し理解を求めるこ	工事車両の運用方法、特に運行に関する経路や時間帯にも十分配慮し、必要に応じて周辺住民に説明し理解を求めるよう努めます。

(注) 大規模開発事業届出書の提出時の添付図面から変更を生じる場合は、図面を添付してください。